

日本新聞協会メディア開発委員会規定

1999年5月26日制定

2001年5月16日改定

第1条（名称）本委員会の名称は日本新聞協会メディア開発委員会とする。

第2条（目的）委員会は、新聞界と放送、情報通信等のメディアとの関連について動向を把握するとともに多角的な視野から調査研究を行い、必要に応じ関係官庁等への提言を行う。

第3条（委員）委員会の委員は、会員新聞・通信社（原則として理事・監事社に限定）の役員・局長クラスで構成する。

第4条（委員会の運営）委員会には委員長および若干名の副委員長をおく。委員長、副委員長は委員の互選とする。委員長は委員会を代表し、委員会および常任委員会を召集してその議長となる。委員長事故あるときは副委員長のうち1名がその職務を代行する。

第5条（常任委員会）常任委員会は委員長の諮問を受け、委員会の運営について協議するとともに、委員会として緊急に対処すべき事項に対応する。

第6条（部会の設置）委員会は、専門部会・研究会などの下部組織を設け、必要事項の調査・研究を委嘱することができる。

第7条（情報交流）委員会は委員社間、会員社間の情報交流を促進するため、必要に応じ、講座、セミナー、見学会を開催する。

第8条（委員派遣）委員会は既存マスメディア団体との連絡・折衝にあたるほか、放送・情報通信関係官庁・団体等の調査・審議機関に対し、会員社または事務局から代表を派遣することができる。

第9条（運営細則）委員会の運営に関する事項は運営細則により定めることができる。

以 上

メディア開発委員会運営細則

1999年 5月26日制定

2001年 3月29日改定

2004年 1月29日改定

2007年10月15日改定

第1条 正副委員長の選出方法

1. 委員長は在京理事・監事社8社の輪番制とし、その順序は朝日→産経→時事→読売→日経→毎日→東京→共同とする。
2. 副委員長は5名とし、次の方法により選出する。
 - ・在京紙副委員長＝次期および次々期委員長予定社委員を選出する。
 - ・ブロック紙副委員長＝北海道、中日、西日本の3社の輪番制とし、1名を選出する。
 - ・地方紙副委員長＝在京・在阪各社を除く地方紙各社を東日本、西日本の2地区に分け、両地区から各1名を選出する。

第2条 正副委員長の任期

1. 正副委員長の任期は4月1日から次年度の3月31日までの1年間とする。
2. 正副委員長が任期途中で退任した場合は、原則として当該社の後任委員が残余期間を務める。

第3条 正副委員長の選任

正副委員長の選任は、本運営細則に基づき、常任委員会で候補を選出し、その結果を3月度委員会に諮り決定する。順番の変更または辞退の申し出があった場合は常任委員会により対応する。

第4条 常任委員の構成

常任委員は、正副委員長および在京の委員長輪番社の委員で構成する。

以 上

<別紙> 地方紙副委員長選出表

東日本地区

北海道・東北地区	十勝毎日、東奥、岩手日報、河北、秋田魁、山形、福島民報、福島民友
関東・甲信越地区	茨城、下野、上毛、神奈川、千葉、山梨日日、信濃毎日、新潟
中部・北陸地区	静岡、岐阜、北日本、北國、福井

西日本地区

近畿地区	京都、神戸
中国・四国地区	山陽、中国、山陰中央、徳島、四国、愛媛、高知
九州地区	佐賀、長崎、熊本日日、大分合同、宮崎日日、南日本、沖タイ、琉球